

飯島町商工業後継者支援補助金返還通知書

番 号
年 月 日

様

飯島町長



年 月 日付けで申請のあった飯島町商工業後継者支援補助金申請について、審査の結果下記のとおり決定したので、飯島町商工業後継者支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

交付済補助金額	円
補助金返還額	円
返還の理由	
補助金返還期限	年 月 日(別添納付書により納付のこと)

(審査請求等)

この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受取った日の翌日から3か月以内に町長に対して、審査請求することができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求にかかる裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(町長が被告の代表となります)提起できます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。